

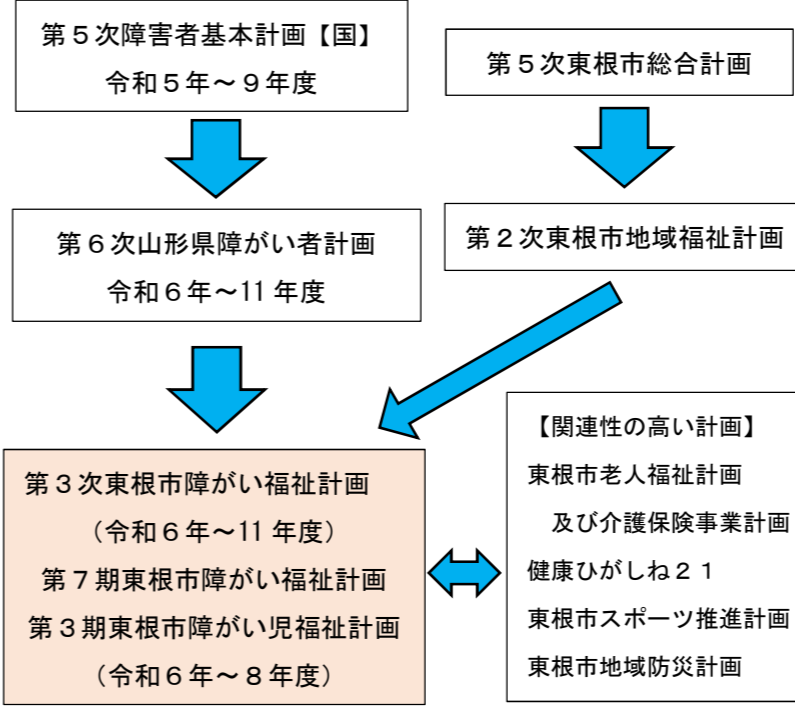
### 計画策定の背景と趣旨

- 障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定する市町村障害者計画で、障がい者のための施策に関する最も基本的な計画
- 障がい福祉計画は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、障がい児福祉計画は児童福祉法第33条の20に基づき、福祉サービス等の提供体制の確保と業務の円滑な実施のための計画
- 地域社会における障がい者の実態や国・県の障がい者施策の動向を踏まえながら、障がい者の自立及び社会参加を支援する施策を進めていく必要がある。

### 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間  
（障がい福祉計画・障がい児福祉計画は3年毎に見直し）

### 計画の位置付け



### SDGsの推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 女性活躍と男女平等
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 持続可能なエネルギー
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と雇用イノベーション
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 持続可能な都市と地域づくり
- 12 持続可能な消費と生産
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

### 障がい者福祉計画

#### 基本理念 「ともに支えあい 自分らしく暮らす しあわせと安心のまちの実現」

障害者基本法において、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する「地域社会における共生」の理念が掲げられ、差別の禁止と合理的配慮の提供が規定されています。それに基づき、社会参加の確保、生活の選択の確保、意思疎通の手段の確保などの障がい福祉施策、及び障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を展開して、共生社会の実現を目指します。

**【基本目標1】**  
障がい者が自らの選択により地域住民の一人として生活できる環境の促進

**【基本施策1】**  
自立に向けたサービスの充実と環境の整備

- (1) 自立した生活支援の充実
- (2) 相談・情報提供体制の充実
- (3) 経済的自立に向けた支援の充実
- (4) 保健・医療サービスの連携
- (5) 障がいのある児童への支援の充実
- (6) 働く場の確保

**【基本目標2】**  
障がい者の社会参加の推進

**【基本施策2】**  
社会参加の機会の確保

- (1) 社会参加のための手段の確保
- (2) 社会参加の機会の拡大

**【基本目標3】**  
障がい者を受入れる地域社会の形成、充実

**【基本施策3】**  
地域で支え合う仕組みの構築

- (1) 差別の解消と権利擁護の推進
- (2) バリアフリー化の推進
- (3) 啓発・広報活動の推進
- (4) ボランティア活動の支援
- (5) 防災・防犯・緊急時の対策の推進

**指標3 地域で支えあう仕組み**

地域生活移行者数	0人→5人
（施設入所からGHなどに移行）	
施設入所者数（人/年）	54人→50人

※ 指標の数値は、令和4年度実績と令和11年度見込

**指標1 障害福祉サービス等の見込量**

自立訓練利用累計人数（人/年）	84人→168人
生活介護利用累計人数（人/年）	1,056人→1,308人
就労継続支援利用累計人数（人/年）	1,356人→2,028人

**指標2 社会参加の機会の拡充**

移動支援（個別支援）の利用時間（時間/年）	155時間→169時間
手話通訳者等派遣件数（件/年）	67件→70件

### 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

#### 計画の基本理念

障害者総合支援法および児童福祉法の基本理念、国の基本指針に基づき、サービスの基盤整備に関わる基本的な考え及び障がい者福祉計画を踏まえ、基本理念を定めます。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
3. 課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 障がい児の健やかな育成のための支援
5. 障がい福祉人材の確保
6. 障がい者の社会参加を支える取組
7. 地域共生社会の実現に向けた取組

#### 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障がい者等に対する支援

#### 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方

- ・ニーズに応じた訪問系サービスの保障
- ・ニーズに応じた日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実および地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- ・依存症対策の推進

#### 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した障がい児への支援
- ・障がい児の地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ・障がい児相談支援の提供体制の確保